

現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについて(R5.1.1~)

南アルプス市建設工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人については、原則として「工事現場に常駐」となりますが、「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障が無く、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合」に常駐を要しないとしています。一定の条件を満たす工事において、現場代理人が工事現場を兼務できる場合の取扱いについて、今般、次のとおり緩和要件を変更しましたのでお知らせします。

I 現場代理人の常駐義務緩和要件

- (1) 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間事業者）が発注する2件の工事
※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事
(ただし、県・市・町等が発注する工事で、工事区間が重なり密接な関係があることから随意契約した本市の工事は、発注先の承認により同一の現場代理人の配置が可能)
- (2) 兼務する全ての工事の現場は、南アルプス市内又は工事現場相互の間隔が10km程度（最も近い地点間の直線距離）以下の近接した場所であること
- (3) 兼務する個々の工事の請負代金額が、4,000万円未満（建築一式8,000万円未満）（ただし、別途「主任技術者の兼務が可能な取扱いについて」のI（1）対象工事に該当し、主任技術者が現場代理人を兼ねる場合は、この限りではありません。なお、工事の特殊性、現場の条件等に鑑み、困難と判断した場合は、認めない場合があります。）
- (4) 兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと

II 現場代理人を兼務する際の注意事項

現場代理人や主任技術者等を兼務する場合は、兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないことその他、次の事項にご注意ください。

- (1) 現場代理人の常駐義務を緩和（兼務等）する際の注意事項
 - ①現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること
 - ②現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること
 - ③現場代理人が工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理（安全ミーティング、KY活動等）、及び施工に関する責任者を配置し、安全管理の徹底を図ること
 - ④現場代理人が工事現場を離れる際には、監督員と連絡が取れる体制を構築すること

(2)「現場相互の間隔が10km程度以下」の10kmとは、現場間の「直線距離」を示します。河川の右岸と左岸の工事場所などで、自動車等での移動距離が10km以上の場合であっても、直線距離で10km以下か否かで判断します。

(3) その他

①上記要件を満たしていても、以下のように、現場の施工管理上発注者が兼務を認めない場合もありますので、ご注意ください。

- ・施工時のプロセスチェックや段階確認等で、発注者から指導や助言なしでは工事を履行できない場合
- ・事故が発生した現場
- ・虚偽報告や不正行為などが発覚した場合
- ・施工時のプロセスチェック等で現場代理人や技術者に過度の負担が見受けられる場合
- ・本取扱いで示した要件を満たしていても、南アルプス市以外の発注者が独自の規定を定めており、両発注者の要件を満たすことが出来ない場合

②提出された「現場代理人及び技術者通知書」の記載内容に虚偽があった場合又は兼務により現場体制に不備が生じるか、不良な工事となった場合は、当該兼務の取消し、工事成績評定への反映、指名停止等必要な措置を取ることがあります。

③上記に記載がない事項については、発注者（監督員）等の指示に従ってください。

Ⅲ 手続き

(1) 他機関発注工事との兼務の場合は「建設工事の現場代理人及び主任技術者等の兼務に係る取扱いについて」の「Ⅲ 兼務の手続き」及び「他機関発注工事との兼務様式」をご確認ください。

(2) 本市発注工事との兼務の場合は、契約時に「現場代理人及び技術者通知書」と同時に指定様式へ兼務する他の工事について記入し、提出してください。

Ⅳ 適用開始日

令和5年1月1日（請負契約の時点にかかわらず、すべての工事について適用）